

保護者のみなさんへ

ポイント

- 人をだまして電話番号や住所などの個人情報を集める目的で電話がかかってくることもある。
- 個人情報(自分のもの、友だちのもの)を他人に教えてほしいと言われたときは、家の人に相談する。

個人情報とは… 名前、住所、本籍・国籍、電話番号、家族構成、年齢、生年月日、血液型、趣味、性別、学校名、学年、クラスなど

個人情報を売買する目的で集めている業者があり、留守番をしている子どもがねらわれ、だまして多くの電話番号等を集めようとする事例が報告されています。このような電話がかかってきたときの対処の仕方を約束しておくことが必要です。

- (例)・家族がいたら、家族に電話対応を代わる。
- ・家に誰もいなかったら「分かりません」と答える。
 - ・知っていても絶対に教えない。 など



そのほか、個人情報を集めるためインターネットを介して「占い」「プレゼント」「アンケート」「懸賞」等で個人情報を書き込ませるサイトも数多くあります。書き込んだ結果、見知らぬ会社からたくさんのダイレクトメールが届いたり、本人の知らないところで身に覚えのない契約を交わされたりすることもあります。

自分や友だちを守るため、個人情報を大切に、本人の許可なく他人に知らせないようにすることを普段から約束しておくことが必要です。

困ったときの相談窓口 もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。

インターネットを利用した犯罪に あつたら	【鳥取県警察本部】 【警察相談専用電話】 #9110 (通常の通話料がかかります。IP電話不可) 0857-27-9110 【サイバー犯罪対策室】 0857-23-0110 (代表) 【電子メール】 k_haiteku@pref.tottori.lg.jp
架空請求に悩んだり、 請求の内容に疑問を感じたら	【消費者ホットライン】 188 (局番なし) 【鳥取県消費生活センター】 【東部消費生活相談室】 0857-26-7605 (県庁第2庁舎2階) 【中部消費生活相談室】 0858-22-3000 (倉吉交流プラザ2階) 【西部消費生活相談室】 0859-34-2648 (米子コンベンションセンター4階)
ネットいじめに 悩んだら	【相談電話・メール】 【子どもの相談ダイヤル】 0120-0-78310 (無料・毎日24時間) 【いじめ相談メール】 ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp 【いじめ110番】 0857-28-8718 (毎日24時間) 【子どもの人権110番】 0120-007-110 (平日のみ8:30～17:15) (無料・IP電話不可)

電子メディアとの付き合い方 学習ノートA

ノートの使い方

このノートは、電子メディア機器(テレビ、スマートフォン、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤーなど)との上手な付き合い方を学校や家庭で学習できるようにつくりました。このノートを利用して、自分の電子メディア機器の使い方を振り返ったり、家の人と話し合っ
てルールを決めたりできるようになっています。

保護者のみなさんへ

近年、電子メディア機器が広く普及し、利用の低年齢化が進んでいます。また、利用に伴い、トラブルに巻き込まれる子どもたちが増えている現状もあります。利用に際してトラブルに巻き込まれないよう、家庭で話し合うために、このノートを作成しました。子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。また、家庭で話し合う際の参考にしていただくため「保護者のみなさんへ」のページもあります。

なお、このノートは、電子メディア機器の利用や購入を推奨するものではなく、利用に際して家庭で考え、話し合ってもらうことを目的に作成しています。

年	組	番
名前		

鳥取県ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会
事務局：鳥取県教育委員会 社会教育課

「規則正しい生活」

たろうさんはゲームが大好きです。友だちが「外で遊ぼう」とさそっても、ことわって家の中でゲームをしています。学校でもゲームのことばかり考えてしまいます。学校から帰ると、宿題や家のお手伝いもせずにゲームをしてしまいます。毎日、夜遅くまでゲームをしているので、たろうさんはいつも眠そうです。



【考えてみよう】

① はな子さんのよくなかったところはどこでしょう？

② どうして家の人には心配そうな顔をしたのでしょうか？

【家の人と話し合ってみましょう】

こんな電話がかかってきたときにどうすればよいか、家の人と話し合って、約束を決めておきましょう。

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。

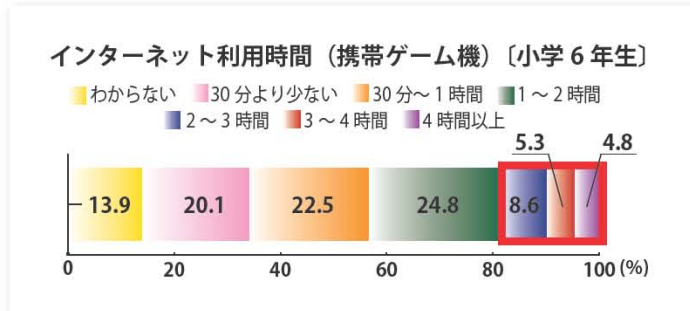
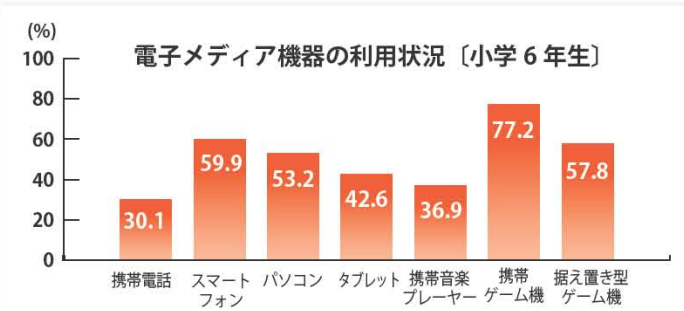
【考えてみよう】

① たろうさんのよくないところはどこでしょう？

ポイント

- ゲームをやめられなくなり、生活習慣が乱れてしまう事例が多い。
- ルールをつくる時には、家庭でしっかり話し合う必要がある。
- ルールをつくる時には「守れなかった時のルール」もつくっておくと良い。

平成27年度に鳥取県教育委員会が行った「インターネットの利用に関するアンケート」によると、小学6年生の携帯ゲーム機の利用率は約80%でした。そのうち、約20%の児童が1日に2時間以上ゲーム機を利用していることが分かりました。また、約5%の児童は4時間以上利用していると回答しました。(利用率には家族のものを利用している場合を含みます。)

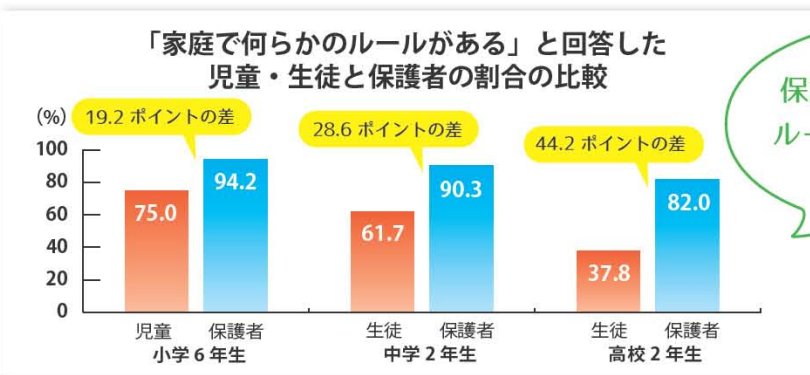


夜遅くまでゲームに熱中してしまい、寝不足になって生活習慣が乱れる児童・生徒が増えています。ひどくなると昼と夜が逆転して学校へ行けなくなる事例もあります。

テレビ(パソコンでの動画視聴)やゲームなどに夢中になると、自分ではやめられなくなってしまうことがありますので、そうならないために、使わせるのであれば家庭で約束(ルール)を決めておきましょう。ルールを決めるときには、子どもと一緒に家庭でよく話し合ってください。

決めておきたいルールの例

- 使用時間(1日の使用は○時間以内 など)
- 使用場所(自分の部屋では使用しない、外では利用しない など)
- ルールを守れなかったときは…(○日間使用禁止にする、保護者に返却する など)



保護者と子どもとの間には、ルールの有無に関する認識に違いがあります



「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなLINE(ライン)などのコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を尊重しようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体が賛同し運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするためにも「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や購入を推奨するものではありません。

インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分や周囲の人を守るために知っておきましょう。



①世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と書いていても、誰かが転送すれば世界中に公開されてしまいます。

②一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を取得する時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

④相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じる場合があります。また、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを承知しておきましょう。

⑤夢中になってやめられなくなるサービスがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になるサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存になる可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

「知らない人からの電話」

ある日、はな子さんが留守番をしていると知らない人から電話がかかってきました。

はな子さん はい。〇〇です。

電話の人 宅配便です。荷物が届いているのですが、頼まりましたか？



はな子さん 家の人がないので、分かりません。

電話の人 ほかの友だちの荷物もあるので、同じクラスの友だちの電話番号を教えてくださいませんか？

はな子さん いちろうさんは1 2 3—4 5 6 7、じろうさんは9 8 7—6 5 4 3、…

電話の人 ありがとうございます。



家の人かえが帰ってきたので、その話をすると、家の人はいえは心配そうな顔をしました。

② たろうさんはなぜゲームをやめることができないのでしょうか？

【家の人と話し合ってみましょう】

ゲームをするときやテレビを見るときはどんな約束(ルール)を決めればよいか家の人と話し合ってみましょう。

★おうちの方へ
話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。